


告 発 状


平成21年5月13日

長崎地方検察庁
検事正 岩 橋 義 明 様

告発人

長崎県長崎市 
中 山 二
電話 090-

被告発人

長崎県佐世保市 
田 中 愛 国

告 発 事 実

Ⅰ)、告発人及び被告発人について

- 1、告発人は、長崎県民であり、長崎県会議員選挙権を有する。
- 2、被告発人は、長崎県佐世保市から県会議員に立候補し、現在、自由民主党所属の長崎県会議員であり、且つ自己破産者（平成19年5月28日・破産手続開始決定（事件番号平成19年（フ）第273号）である。

Ⅱ)、被告発人の犯罪の事実について

- 1、被告発人は、平成19年5月28日に長崎地方裁判所佐世保支部破産係に自己破産申立をしているが、平成19年4月25日受付の長崎県選挙管理委員会の収支報告書（平成18年分）によると被告発人は「田中愛国後援会・代表者・淵源治」に24、480、000円の債権を有している。この事実だけを見ても被告発人が自己の金銭債権の存在を隠蔽し、債権者らの利益を計画的に害し、免責の許可を受けている。即ち、被告発人の所為は、破産法第265条（詐欺破産罪）に該当する。被告発人が隠蔽した債権は、被告発人が所有する不動産

(佐世保市指方町3557番地1～3)に設定された債務額と同額であり、同債務の弁済に充当することを目的に債権を隠蔽したことは明白な事実であり、過失或いは瑕疵ではなく悪意の計画的所為である。

2、尚且つ、平成20年7月14日に長崎県選挙管理委員会が受け付けている「田中愛国後援会・代表者・淵源治」の平成19年度の収支報告書には「田中愛国後援会」から被告発人への借入金返済として3、700、000円が支払われているのも破産法第265条（詐欺破産罪）に該当する。

III)

1 被告発人は、平成16年6月8日、既に債務超過に在り、返済が不可能であるにもかかわらず、自己所有不動産（佐世保市指方町3557番地1～3）を妻である田中文字子に贈与し、第三者らの差押或いは競売申立を回避し、債権者の利益を害した。

2、上記、不動産には被告発人名義の根抵当権極度額・金26,000,000円（債権者・佐世保中央信用金庫）が設定されている。しかし、債務者名義変更などは一切ない。

前1項の金銭債権（債権者・佐世保中央信用金庫）は、自己の関連する政治団体或団体への貸付金（金24,480,000円）である。

3、被告発人の自己破産申立後に、これら政治団体から金3,700,000円が被告発人に弁済されている。被告発人は、政治団体からの返済金を特定債権者（佐世保中央信用金庫）に弁済し、妻、田中文字子への所有権移転行為とともに自己所有の不動産の競売を阻止し、他の債権者の利益を害したのなら、即ち、被告発人の所為は、破産法第265条に該当することは明白である。

以上、告発いたします。

添付証拠書類

- 1、破産・免責事件受理票
- 2、官報 号外第139号 1
- 3、官報 号外第139号 2
- 4、官報 第4678号
- 5、官報 第4798号
- 6、官報 第4839号
- 7、不動産登記簿謄本（建物）
- 8、不動産登記簿謄本（土地）
- 9、田中愛国後援会（平成18年度・収支報告書）
- 10、田中愛国後援会（平成19年度・収支報告書）

ご意見書

長崎県議会議員という社会的地位から鑑みて、被告発人（田中愛国県議）の破産詐欺事件は社会や子供達に与える影響は甚大であります。

また、被告発人（田中愛国県議）の自己破産により、長崎県信用保証協会は親和銀行等に約1億円を代位弁済し、長崎県に損害を与えております。

長崎県信用保証協会は長崎県民の財産であり、血税であります。長崎県民の負託を受け県民の模範となり監督指導すべき立場にある県議が、県民の血税で尻拭いさせ、県民を欺き損害を与えた事実は誠に遺憾であり、長崎県政界ばかりか県民性まで問われる破廉恥で重大な事件であります。被告発人である田中愛国県議はこの事実を速やかに認め、潔く県議を辞職し公式に長崎県民に謝罪するのが人の道だと信じております。

私が主催するホームページ（日刊セイケイ）でも被告発人（田中愛国県議）は県議を辞職するべきだと何度も意見申し上げてきました。

にも係わらず、被告発人（田中愛国県議）は狡猾にも一部の破廉恥な議員と結託し、政権与党である自民党長崎県連の幹事長という要職に就任するなど、自肅するどころか、その行いは更に悪質化しております。

今回の被告発人（田中愛国）による破産詐欺事件は長崎県の正当性が問われている重大な事案だと思料致しております。

長崎県民である私は、このような理不尽で不条理な事実を絶対に許すことが出来ません。本来、このような不条理を排除することこそが政治であり、政治家だと信じて疑いません。もはや長崎県政界に自浄能力を期待できない以上、司法の正義と力こそ長崎県の再生は可能だと信じて願っております。被告発人（田中愛国）を厳重に処罰して頂きたいと告発いたします。

破産・免責事件受理票

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

住 所 長崎県佐世保市指方町3557番地

たなか よしくに (通称 たなか あいこく)

申立人 田中 愛國 (昭和19年5月12日生)

代理人弁護士 徳勝 仁 (電話0956-22-5622)

事件番号 平成19年(フ)第273号

申立年月日 平成19年5月28日

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

債権者各位

この書面は、裁判所が破産・免責申立てを受理した場合に、申立人へ交付する書面であり、申立人(または、申立人代理人)から各債権者にお送りしているものです。



裁判所では本受理票の内容確認には応じられませんので、ご了承ください。

なお、本件申立てに対し、裁判所が開始決定をなした場合には、その旨の通知をする予定です。

本件破産手続に関しご意見のある方は、書面にて下記あてに提出してください。

※ ご意見のない方は、意見書の提出は不要です。

事件番号
平成00年(フ)0000号
意見書
_____ _____ _____ _____
名前000000 <input type="checkbox"/>

※意見書を提出する場合には、左記の書式を参考にして下さい。できるだけA4版の用紙を使用して下さい。意見書は左綴じにしますので左側を2〜3センチ程度空欄にして記載して下さい。意見書には、必ず①事件番号 ②申立人の名前 ③意見書提出者の名前 ④連絡先を明記し、正本、副本を各1部提出して下さい。

〒857-0805 長崎県佐世保市光月町9番4号
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

電話番号 0956-22-9175

FAX 0956-22-5044

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

目次

〔告、示〕

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件

(厚生労働二二二)

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(同二二三)

○低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する件(国土交通八四八)

○塩浜船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する件
(海上保安庁一七八)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、地方職員共済組合団体共済部に係る平成十八年度決算の要旨関係

一 二 三 六 二 一
三 六 二 一

二九
三〇
三一

告 示

○厚生労働省告示第二百二十二号

労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成十九年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。
平成十九年六月二十七日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十(当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改定をしたことがある場合は、当該改定に係る休業補償の額)に乘すべき率 別表第一に掲げる率

二 常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十(当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改定をしたことがあるものである場合は、当該改定に係る休業補償の額)に乘する率 別表第二に掲げる率

三 日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乘する率 別表第三に掲げる率

平成 19 年 (フ) 第 273 号

長崎県佐世保市指方町3557番地
債務者 田中 愛園

- 1 決定年月日時 平成19年6月11日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 松尾 茂利
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成19年9月14日午後3時30分
 - 5 免責意見申述期間 平成19年9月10日まで
- 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立
に関する意見申述期間

不動産債権の届出期間及び
一般調査期日

平成 19 年 (ワ) 第 273 号
長崎県佐世保市指方町3557番地
破産者 田中 愛國
1 破産債権の届出期間 平成19年10月25日まで
2 一般調査期日 平成19年11月30日午後3時
平成19年9月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

債権者集会招集

4

平成19年(ワ)第273号

長崎県佐世保市指方町3557番地

被選者 田中 愛國

1 期日 平成20年5月16日午後2時30分

2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告

平成20年3月18日

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

5

破産手続終結及び各債権許可決定

- 平成19年(ワ)第273号
長崎県佐世保市指方町3557番地
- 破産者 田中 愛國
- 1 決定年月日 平成20年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産保

2009/04/28 10:22 現在の情報です。

長崎県佐世保市指方町3557-3

全部事項

(土地)

【表題部】(土地の表示)		調製 平成7年10月26日	地図番号	[全図]
【不動産番号】	3103000373467			
【所在】	佐世保市指方町 [全図]			
【(0)地番】	【(00)地目】	【(00)地積】	㎡	【(原因及びその日付)】
3557番3	田		85	[全図]
[全図]	宅地		85.00	(00)昭和18年10月20日地目変更
[全図]	[全図]	[全図]		[全図]
[全図]	[全図]		492.18	(0)3554番7、3556番3、3556番7、3558番4、3559番3、3559番9、3560番2を合筆
[全図]	[全図]		454.99	(0)3557番3、3557番6に分筆
				【登記の日付】
				[全図]
				昭和46年9月30日
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日
				平成15年10月8日
				平成15年10月8日

【権利部(甲区)](所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和56年11月12日 第24040号	昭和50年9月22日相続	所有者 佐世保市指方町3554番地3 田中 輝 国 順位4番の登記を移記
	[全図]	[全図]	[全図]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日
2	所有権移転請求権仮登記	平成14年1月11日 第588号	平成13年8月30日売買予約	権利者 佐世保市矢崎町1028番地2 毛利 公樹
	[全図]仮	[全図]仮	[全図]仮	[全図]仮
3	2番仮登記抹消	平成15年9月11日 第20506号	平成15年9月10日合意解除	[全図]
4	合併による所有権登記	平成15年9月26日 第21779号	[全図]	所有者 佐世保市指方町3554番地3 田中 輝 国
5	所有権移転	平成15年10月22日 第24026号	平成15年10月22日売買	所有者 佐世保市指方町3557番地 田中 愛 國
6	所有権移転	平成16年6月8日 第13617号	平成16年6月8日贈与	所有者 佐世保市指方町3557番地 田中 文 子

【権利部(乙区)](所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	根拠当権設定	昭和58年12月27日 第28485号	昭和58年12月26日設定	極度額 金1,500万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 佐世保市広田四丁目2番7号 佐世保アミ産業有限会社 根拠当権者 長崎市桜町4番1号 長崎県信用保証協会 共同担保 目録1第4176号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根拠当権変更	平成5年5月11日 第9635号	平成5年5月11日変更	極度額 金2,500万円 順位1番付記2号の登記を移記
	[全図]	[全図]	[全図]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日
2	1番根拠当権抹消	平成13年6月11日 第11774号	平成13年6月7日放棄	[全図]
3	根拠当権設定	平成16年5月25日 第12217号	平成16年5月25日金銭消費 貸借同日設定	債権額 金1,100万円 利息 年4.5%(年365日割計算) 償還金 年18・25%(年365日割計算) 債務者 佐世保市指方町3557番地 田中 愛 國 根拠当権者 長崎県佐世保市宮崎町3番18号 佐世保中央信用組合 共同担保 目録1第1062号
4	根拠当権設定	平成18年2月2日 第2872号	平成18年2月2日設定	極度額 金600万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手債権 債務者 佐世保市指方町3557番地 田中 愛 國 根拠当権者 長崎県佐世保市宮崎町3番18号 佐世保中央信用組合 共同担保 目録1第6502号
付記1号	4番根拠当権変更	平成18年9月21日 第22818号	平成18年9月21日変更	極度額 金1,500万円

2009/04/28 10:35 現在の情報です。

長崎県佐世保市指方町3557-5

全部事項

(土地)

【表題部】(土地の表示)			調製 平成7年10月26日	地図番号	全頁
【不動産番号】	3103000373468				
【所在】	佐世保市指方町			[下頁]	
【(0)地番】	【(0)地目】	【(0)地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
3557番5	公衆用道路	70		3557番1から分筆	昭和45年9月3日
[全頁]	[全頁]	[全頁]		[全頁]	昭和63年法律省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日

【権利部(甲区)】(所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転 [全頁]	昭和54年5月30日 第13372号 [全頁]	昭和54年5月1日譲渡 [全頁]	所有者 長崎 果 順位3番の登記を移記 昭和63年法律省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日

* 下線のあるものは注消事項であることを示す。

2009/04/28 10:26 現在の情報です。

長崎県佐世保市指方町3557-3

全部事項

(建物)

【表題部】(主たる建物の表示)		調製 平成7年10月26日	所在図番号	[空白]
【不動産番号】	3103000376246			
【所在】	佐世保市指方町 3557番地1 佐世保市指方町 3557番地3		[空白]	昭和31年4月10日変更 平成15年12月9日登記
【家屋番号】	3557番1 3557番3		[空白]	平成15年12月9日変更
【(○)種類】	【(○)構造】	【(○)床面積】	m	【原因及びその日付】
店舗	木造瓦葺平家建	82.44	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
住宅	木造瓦葺2階建	1階 236.88 2階 208.44	(1)平成1年12月1日変更 (2)昭和33年月日不詳変更 (3)平成14年12月1日増築	平成15年12月9日
				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日

【権利部(甲区)](所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存 [空白]	昭和56年11月12日 第24039号 [空白]	[空白]	所有者 佐世保市指方町3554番地3 田中 壽 国 順位1番の登記を移記 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日
2	所有権移転請求権登記 [空白]	平成14年1月11日 第588号 [空白]	平成13年8月30日売買予約 [空白]	権利者 佐世保市矢崎町1028番地2 毛利 公 樹 [空白]
3	2番仮登記抹消	平成15年9月11日 第20506号	平成15年9月10日合意解除	[空白]
4	所有権移転	平成15年10月22日 第24026号	平成15年10月22日売買	所有者 佐世保市指方町3557番地 田中 愛 國
5	所有権移転	平成16年6月8日 第13617号	平成16年6月8日贈与	所有者 佐世保市指方町3557番地 田中 文 子

【権利部(乙区)](所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	根拠当権設定	昭和58年12月27日 第28485号	昭和58年12月26日設定	借付額 金1,500万円 借付の範囲 保証委託取引 債務者 佐世保市広田四丁目2番7号 佐世保アルミ産業有限会社 根拠当権者 長崎市指方4番1号 長崎県信用保証協会 共同担保 目録第4176号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根拠当権変更 [空白]	平成5年5月11日 第9635号 [空白]	平成5年5月11日変更 [空白]	借付額 金2,500万円 順位1番付記2号の登記を移記 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日
2	1番根拠当権抹消	平成13年6月11日 第11774号	平成13年6月7日放棄	[空白]
3	抵当権設定	平成16年5月25日 第12217号	平成16年5月25日金銭消費 貸借同日設定	借付額 金1,100万円 利息 年4.5%(年365日割計算) 換算年 1.8-2.5%(年365日割計算) 債務者 佐世保市指方町3557番地 田中 愛 國 根拠当権者 長崎県佐世保市宮崎町3番18号 佐世保中央信用組合 共同担保 目録第1962号
4	根拠当権設定	平成18年2月2日 第2872号	平成18年2月2日設定	借付額 金600万円 借付の範囲 信用組合取引 手形借付 小切手借付 債務者 佐世保市指方町3557番地 田中 愛 國 根拠当権者 長崎県佐世保市宮崎町3番18号 佐世保中央信用組合 共同担保 目録第6502号
付記1号	4番根拠当権変更	平成18年9月21日 第22818号	平成18年9月21日変更	借付額 金1,500万円

2009/04/28 10:33 現在の情報です。

長崎県佐世保市指方町3557-6

全部事項

(土地)

【表題部】(土地の表示)			調製 <input type="checkbox"/>	地図番号 <input type="checkbox"/>
【不動産番号】	3103010006614			
【所在】	佐世保市指方町 <input type="checkbox"/>			
【(1)地番】	【(2)地目】	【(3)地積】	【(4)原因及びその日付】	【登記の日付】
3557番6	宅地	37.18	3557番3から分筆	平成15年10月8日

【権利部(甲区)](所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	合併による所有権登記	平成15年9月26日 第21779号	<input type="checkbox"/>	所有者 佐世保市指方町3554番地3 田中 輝 国 順位4番の登記を転写 平成15年9月26日受付 第21780号
2	所有権移転	平成18年5月19日 第13411号	平成18年5月19日売買	所有者 佐世保市指方町3577番地6 福野 勤

【権利部(乙区)](所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	抵当権設定	平成18年5月19日 第13412号	平成18年5月19日金銭消費 貸借同日設定	借付額 金3,100万円 利息 年3.0% 積立金 年18.25% (年365日日割計算) 借付者 佐世保市指方町3577番地6 福野 勤 借付者 長崎県佐世保市宮崎町3番18号 佐世保中央信用組合 共同担保 日録(第7270号)

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(その1)

収 支 報 告 書

平成 19 年分
(平成 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

たなか あいこ こうえんか
田中愛国後援会

2 主たる事務所の所在地

佐世保市陣の内町295

3 代表者の氏名

荻原治

4 会計責任者の氏名

田中輝国

事務担当者の氏名 田中文子

(電話) 0956-38-8488

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届
出をした者の氏名 _____

住所 _____



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額		3	7	70518
(前年からの繰越額)			7	0518
(本年の収入額)		3	7	00000
支 出 総 額		3	7	00000
翌年への繰越額			7	0518

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				
員 数				

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附		3	7	00000	
小 計(ア)+(イ)+(ウ)		3	7	00000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア+イ)		3	7	00000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分			
				政治団体			
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額			年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
自党長崎県佐世保市 第三支部	10000	110000	000000	H19 12.31	佐世保市陣の内町295	田中愛国	
この頁の小計			3700000				
その他の寄附							0
合計			3700000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。

(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費						
(2) 光 熱 水 費						
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						
(4) 事 務 所 費						
小 計						
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費						
(2) 選 挙 関 係 費						
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費						
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費						
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費						
エ そ の 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						
(6) そ の 他 の 経 費				37000000		
小 計				37000000		
合 計				37000000		

(その14)

(2) 政治活動費の内訳					項目別区分 その他の経費 (借入金返済)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金返済	十億	百万	千	円	H19 12.31	田中愛国	佐世保市指和町3557	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

(注) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の () の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その16)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その17）に内訳を記載すること。

(その17)

2 資産等の項目別内訳表

資産等の内訳		項目別区分 借入金			
摘要	金額	年	月	日	備考
田中愛国	十位 百万 千 円 20780000	H19	12	31	借入金残

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 20 年 3 月 31 日

政治団体の名称 田中愛国後援会

会計責任者の氏名 田中輝国

(代表者の氏名)



(印)

(備考1) 政治団体が解散した時のみ、()内に代表者の記名押印又は署名を記入すること。

(解散した年月日が属する年の収支報告書のみ。ただし、署名の場合は必ず代表者本人が自書すること。)

(備考2) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自書すること。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十	百	千	円
収 入 総 額			705	18
(前年からの繰越額)			705	18
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌年への繰越額			705	18

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十	百	千	円
員 数				

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十	百	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計(ア)+(イ)+(ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア+イ)					

(その16)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その17）に内訳を記載すること。

(その17)

2 資産等の項目別内訳表

資産等の内訳					項目別区分	
摘要	金額				年月日	備考
	十位	百万	千	円		
田中愛国		244	80	000	H.R.12.31	借入金残

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 19 年 4 月 25 日

政治団体の名称 田中愛国後援会

会計責任者の氏名 田中輝国

-----▶ (代表者の氏名)



(印)

(備考1) 政治団体が解散した時のみ、() 内に代表者の記名押印又は署名を記入すること。
(解散した年月日が属する年の収支報告書のみ。ただし、署名の場合は必ず代表者本人が自書すること。)

(備考2) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自書すること。

(その1)

収 支 報 告 書

平成 18 年分
(平成 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

たなか あいこ こうじんかい
田中愛国後援会

2 主たる事務所の所在地

埼玉県市陣内町2-9-5

3 代表者の氏名

荻 源 治

4 会計責任者の氏名

田中 輝 国

事務担当者の氏名 高橋 千代子

(電話) 0956. 38. 8488

(電話) _____

(電話) _____



政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届
出をした者の氏名 _____

住所 _____